

利用者の皆様へ

当事業者の介護保険に関する取り扱いは以下のとおりです。

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2. 営業日および営業時間

月、水、金、土曜 8時30分～18時00分

火、木曜 8時30分～12時30分

日曜・祝日 休み

* なお緊急時は上記の限りではありません。

3. 利用料金

単一建物の 居住者人数	1割負担	2割負担	3割負担
1人	518円	1,036円	1,554円
2～9人	379円	758円	1,137円
10人以上	342円	684円	1,026円
情報通信機器を用いた服薬指導 (居宅療養管理指導と同日に 行った場合を除く)	46円	92円	138円

* 1つの居宅に居宅療養管理指導費の対象となる同居する同一世帯の利用者が2人以上いる場合は、利用者ごとに「単一建物居住者が1人の場合」とみなされます。

* 当該建築物において当事業所が居宅療養管理指導費を算定する者の数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合又は当該建築物の戸数が20戸未満であって、居宅療養管理指導費を算定する者の数が2人以下の場合には、それぞれ単一建物居住者が1人であるものとみなされます。

* 以下の管理等が必要な方は、上記金額に負担割合ごとの金額が加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
麻薬管理指導	100円	200円	300円
医療用麻薬持続注射療法	250円	500円	750円
在宅中心静脈栄養法	150円	300円	450円

* 中山間地域等に所在する小規模事業所のサービスのご利用に関しては、上記金額の月の利用の合計金額に10%が加算されます。

* 離島や中山間地域等に居住する方へのサービスの提供に関しては、上記金額の月の利用の合計金額に5%が加算されます。

新潟県知事指定介護保険事業所

番号 第1541340343号

東町調剤薬局